

資料 1

令和 8 年 1 月 14 日

犬山市長 原 欣 伸 様

犬山市国民健康保険運営協議会  
会長 岡 村 千 里  


犬山市国民健康保険税の税率改定について（答申）

令和 7 年 8 月 5 日付けで諮問がありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。

## 答 申

本年度の協議会では、前委員からの申し送り事項である

- ① 保険税負担の上昇を抑えるため、国民健康保険事業基金で賄えない財源不足分については、期間を限り一般財源から補填する。
- ② 単年度での保険税負担上昇を6%程度に抑える。
- ③ 応能応益割合については、概ね1対1の割合を保つ。
- ④ 賦課限度額は、地方税法改正後、ただちに改定する。

の4点を土台としつつ、令和8年度から新たに課税が必要となる「子ども・子育て支援金分」を含めた税率改定について、改めて議論を重ねてきた。昨今の米価を始めとする諸物価の高騰等、市民生活への負担が増大する中、できる限り保険税負担の上昇は抑えるべきとの認識のもと、新たに示された数値を基にした協議結果に基づき、下記の4点を基本として税率等を改定するように答申する。

### 記

1. 令和8年度の税率改定においては、新制度である「子ども・子育て支援金分」の課税は実施するものの、従来の後期高齢者支援金分の税率を引き下げ、全体の税負担額については据え置きとする。
2. 愛知県が進める保険税負担平準化の第一段階終了年度である令和11年度までの4年間は、国民健康保険事業基金を最大限活用し、保険税負担の上昇を抑制する。
3. 賦課限度額は、法定限度額とする。税制改正等により法定の賦課限度額が改定された場合についても、速やかに改定する。
4. 応能応益割合については、中間所得者層への負担増を緩和する目的で、概ね「応能：応益=1：1」とする。

## &lt;税率等の改定参考値&gt;

税区分		所得割	均等割額	18歳以上 均等割額	平等割額	賦課限度額
基礎課税 (医療) 分	改定前	7.70%	32,760円	—	23,800円	660,000円
	改定後	7.70%	32,760円	—	23,800円	660,000円
後期高齢者 支援分	改定前	2.98%	12,900円	—	8,640円	260,000円
	改定後	2.50%	12,000円	—	7,800円	260,000円
介護納付金 分	改定前	2.58%	12,900円	—	7,000円	170,000円
	改定後	2.40%	13,000円	—	7,000円	170,000円
子ども・子育 て納付金分	改定前					
	改定後	0.26%	1,200円	24円	800円	法定による

## ◆令和8年度納付金の県本算定結果

資料2

区分	項目	今回 本算定結果	前回 仮算定結果	前回との差	増減比
医療給付 県全体の 必要額の 計算	①県全体の保険給付費必要額推計（前期高齢者調整後）	254,029,663,772	245,746,074,888	8,283,588,884	3.4%
	②加算するものの計（県から国への支出）	1,780,820,099	1,815,805,377	△ 34,985,278	-1.9%
	③減算するものの計（国から県への歳入）	115,914,587,489	111,318,770,335	4,595,817,154	4.1%
	④昨年度以前の剩余金充当額	2,577,513,000	2,604,408,667	△ 26,895,667	-1.0%
	⑤県全体の必要額 ①+②-③-④	137,318,383,382	133,638,701,263	3,679,682,119	2.8%
↓ 市の必要額を、人数や所得水準により割り振り					
医療 給付 費分	⑥犬山市の納付金基礎額（医療給付分）	1,149,036,318	1,118,105,949	30,930,369	2.8%
	⑦審査支払手数料など、県全体で持つ経費の本市分（加算）	43,497,000	42,786,997	710,003	1.7%
	⑧国・県からの交付金の本市分（減算）	5,982,143	5,712,185	269,958	4.7%
	⑨医療分の納付金額 ⑥+⑦-⑧	1,186,551,175	1,155,180,761	31,370,414	2.7%
後期 支援 金分	⑩犬山市の納付金基礎額（後期高齢者支援分）	381,105,944	375,038,640	6,067,304	1.6%
	⑪後期高齢者支援分の納付金額	381,105,944	375,038,640	6,067,304	1.6%
介護 納付 金分	⑫犬山市の納付金基礎額（介護納付金分）	134,170,013	137,173,594	△ 3,003,581	-2.2%
	⑬介護納付金分の納付金額	134,170,013	137,173,594	△ 3,003,581	-2.2%
子ども 子育て 支援金分	⑭犬山市の納付金基礎額（子ども・子育て支援金分）	38,146,370	35,372,509	2,773,861	7.8%
	⑮子ども・子育て支援分の納付金額	38,146,370	35,372,509	2,773,861	7.8%
⑯県への納付金 総合計 ⑨+⑪+⑬+⑮		1,739,973,502	1,702,765,504	37,207,998	2.2%
⑰被保険者数（県による推計）					
⑱1人当たり納付金負担額		167,611	164,027	3,584	2.2%

## 資料3

### ◆ 令和8年度に向けての税制改正情報

～ 令和8年度税制改正大綱による国民健康保険税への影響～

#### 1. 課税限度額の改定

- ・基礎課税額を67万円に引き上げ
- ・子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を新たに設定

課税区分	令和8年度	令和7年度	差額
基礎課税額	67万円	66万円	1万円
後期高齢者支援金等課税額	26万円	26万円	—
介護納付金課税額	17万円	17万円	—
子ども・子育て支援納付金課税額	新設	—	新設分

#### 2. 軽減判定所得基準額の引き上げ

被保険者数の数に乘すべき金額を

- ・5割軽減：31万円（現行：30万5千円）に引き上げ
- ・2割軽減：57万円（現行：56万円）に引き上げ

軽減区分	令和8年度	令和7年度	差額
5割軽減	31万円	30万5千円	5千円
2割軽減	57万円	56万円	1万円

※ 軽減判定基準所得の計算（5割軽減・2割軽減）

$$43\text{万円} + \{10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数}-1)\} + (\text{軽減判定所得基準額} \times \text{被保険者数})$$

#### 3. 令和8年度税制改正大綱の給与所得等への影響

～いわゆる所得税の課税最低限を「178万円」にすることについて～

##### (1) 国税（所得税）について

###### ① 基礎控除について

合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を4万円引き上げ62万円とする（令和7年度税制改正大綱：10万円引き上げ）。

###### ② 給与所得控除について

65万円の最低保証額を4万円引き上げ69万円とする（令和7年度税制改正大綱：10万円引き上げ）。

###### ③ 基礎控除等の特例（令和8年分及び令和9年分）

合計所得金額が655万円以下の場合の基礎控除加算額

(i) 合計所得金額が489万円以下の場合 42万円

(ii) 合計所得金額が489万円を超える場合 5万円

###### ④ 給与所得控除の最低保証額の特例の創設

給与所得控除（令和8年及び令和9年）の最低保証額を5万円引き上げる。

#### 4. 地方税（国民健康保険税含む）への影響

国税（所得税）より1年遅れの課税となる。

令和7年度税制改正大綱に係る改正は令和8年度から、令和8年度税制改正大綱に係る令和9年度から影響が出ることとなる。

ただし、地方税の大幅な減収につながることから、国税（所得税）に沿った基礎控除の改正が行われる可能性は低い。

## 資料 4

### ◆出産育児一時金及び葬祭費を愛知県給付基準に合わせるための検討

#### 【目的】

愛知県が中心となり県内市町村の国民健康保険事務の標準化・広域化及び効率化を推進するため、各市町村が条例で定める出産育児一時金及び葬祭費の給付基準を、愛知県が定める給付基準に統一する。

※ ここでの「給付基準」は、各市町村の条例の文言の統一を指す。

#### 【理由】

- ・ 愛知県内市町村の国民健康保険料（税）水準を統一していくためには、「受益の公平性」の観点から、保険給付等各種サービスの統一を進める必要がある。  
出産育児一時金及び葬祭費の給付基準については、県内市町村のばらつきが小さく比較的統一の検討が進めやすい。
- ・ 保険者努力支援制度（取組評価分）の都道府県分において、愛知県の全国順位は下位に位置付けている。

#### 【愛知県の給付基準】

##### <出産育児一時金>

- ① 被保険者が出産したときに48万8千円を支給する。
- ② 産科医療保障制度に加入している医療機関で出産した場合は、1万2千円を加算する。
- ③ 被用者保険等との給付調整を行う。

##### <葬祭費>

- ① 被保険者が死亡したときは、葬祭費として5万円を支給する。
- ② 被用者保険等との給付調整を行う。

#### 【現在の県内市町村と当市の状況】

##### 《県内市町村条例の記載状況》

	基準と同じ	基準と異なる
出産育児一時金	45市町村	9市町(犬山市含む)
葬祭費	45市町村	9市町(犬山市含む)

#### 【愛知県の給付基準に合わせるための当市の条例改正の内容】

(出産育児一時金)

支給する額（50万円）を出産育児一時金分の48万8千円と産科医療保障制度分の1万2千円に分ける。

(裏面へ)

(葬祭費)

被用者保険等との給付調整を加える。

## 【条例改正の問題点】

(出産育児一時金)

産科医療保障制度に加入していない分娩機関（全国で兵庫県の1分娩機関のみ／令和8年1月19日現在）や海外出産の場合、条例改正前は50万円支給できるが、条例改正後は48万8千円（1万2千円減額）のみの支給となる。

(葬祭費)

問題なし

## 《参考：当市条例の記載状況》

### <出産育児一時金>

(犬山市国民健康保険条例)

第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として500,000円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。附則第4条第4項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(愛知県基準との相違点)

① 被保険者が出産したときは、世帯主に50万円を支給している。

※ 産科医療保障制度の金額も含めている。

② —

③ —

### <葬祭費>

(犬山市国民健康保険条例)

第5条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として50,000円を支給する。

(愛知県基準との相違点)

① —

② 被用者保険等との給付調整を行っていない。

## ◆ 令和 8 年度の運営協議会日程（予定）

- 第 1 回：7 月 9 日（木）
  - ① 令和 7 年度決算見込み、分析結果について
  - ② 令和 7 年度の保健事業について
  - ③ 令和 8 年度当初課税状況について
  - ④ データヘルス計画の中間評価について
- 市長より会長へ税率改定等について諮問（8 月）
- 第 2 回：10 月 8 日（木）
  - ① 国民健康保険税率（激変緩和案）について
  - ② データヘルス計画の中間評価について
- 第 3 回：11 月 26 日（木）
  - ① 愛知県の示す令和 9 年度の納付金額仮算定結果について
  - ② 子ども・子育て支援分を含む税率改定について
  - ③ 答申案について
- 運営協議会より市長へ答申（12 月下旬～令和 9 年 1 月上旬）  
会長から市長へ答申
- 第 4 回：令和 9 年 2 月 4 日（木）
  - ① 答申について（会長より報告）
  - ② 愛知県の示す令和 9 年度の納付金額本算定結果について
  - ③ データヘルス計画の中間評価について（最終報告）
  - ④ その他 税制改正等について

※協議会は、いずれも午後 2 時からを予定。